

改訂案

第3期
松田町 **まち**・**ひと**・**しごと**と創生
総合戦略

令和7年3月



神奈川県 松田町

目 次

第1章 第3期松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたって	
1. 背景と趣旨	1
2. 松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置付け	1
3. 計画期間	2
4. 策定体制	2
5. デジタル田園都市国家構想総合戦略の概要	3
第2章 第3期松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方	
1. 総合戦略の目標（地域ビジョン）	5
2. 総合戦略の施策の方向	6
第3章 第3期松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的な取組	
基本目標1 結婚・出産・子育ての希望をかなえる 『若い世代の希望と願いに寄り添うまちをつくる』	8
基本目標2 人の流れをつくる 『魅力ある地域の資源を活かしたおもてなしの環境をつくる』	11
基本目標3 地域にしごとをつくる 『地域の特性を活かしたしごとをつくる』	14
基本目標4 魅力ある地域をつくる 『誰もが安心して住み続けられるまちをつくる』	17
第4章 松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	
1. 総合戦略の取組体制	20
2. 基本目標の達成に向けたPDCAサイクルの導入	20
3. 長期的な視点に立った施策・事業の取組方策の検討	20
■資料編	
1. 松田町人口ビジョン・第3期総合戦略の策定の経緯	21
2. 松田町総合戦略審議会委員名簿	22
3. 松田町総合戦略審議会設置要綱	23

第1章 第3期松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたって

1. 背景と趣旨

人口減少・少子高齢化と東京圏への一極集中が同時に進行する中、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、国は平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を公布し、同法に基づき、日本の人口の現状と将来の姿などを示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び5か年の目標や施策などを示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この総合戦略においては、人口減少問題を克服と成長力の確保の実現に向けて「地方における安定した雇用を創出する」「地方への新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をなかえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する」の4つの基本目標を掲げ、地方創生に向けた様々な取組を進めてきました。

また、令和2（2020）年度を初年度とする国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」においては、これまでの取組成果を踏まえ、第1期で掲げた基本目標を継承しながら、地方創生の目指すべき将来として、日本の抱える課題の解決に一体的に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地方創生の今後の方向性を打ち出し、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正とともに目指すため、4つの基本目標と2つの横断的な目標のもとに取組を進めてきました。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでよりも大きく変化する中で、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」を改定し、令和5（2023）年度を初年度とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定し、令和4（2022）年12月に閣議決定されています。

このような状況の中、本町においても令和2（2020）年3月に策定した「第2期松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」の計画期間が令和6（2024）年度で終了することから、社会情勢の変化や国・県の動向とこれまでの間に実施してきた取組の成果や課題を踏まえながら、「第3期松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するものです。

2. 松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置付け

松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けるとともに、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の推進に向けた地方版総合戦略としても位置付けます。

また、松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、本町の最上位計画でもある松田町第6次総合計画との整合を図り、その他の分野の個別計画とも基本的な考え方を共有しながら、連携して一体的に進めていく計画とします。

3. 計画期間

第3期松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

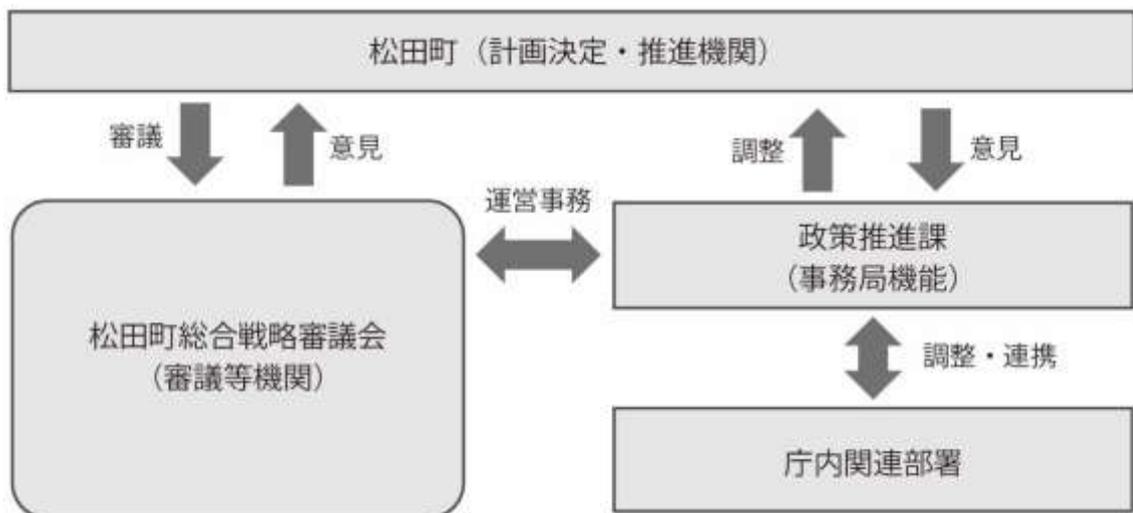


4. 策定体制

松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたっては、関係団体の代表者及び学識経験者から構成した「松田町総合戦略審議会」を設置し、計画に記載する施策の審議を行います。

また、庁内における調整については、事務局となる政策推進課が中心となり、関係各課や各種会議体における施策や事業の検討及び調整を行います。

《松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定体制》



5. デジタル田園都市国家構想総合戦略の概要

1) デジタル田園都市国家構想とは・

デジタル田園都市国家構想が目指すのは、地域の豊かさをそのままに都市と同じまたは違った利便性と魅力を備えた、魅力あふれる新しい地域づくりになります。

具体的には、「暮らし」や「産業」などの領域でデジタルの力で新たなサービスや共助のビジネスモデルを生み出しながら、デジタルの恩恵を地域の人々に届け、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指しています。

《デジタル田園都市国家構想が目指すべきもの》

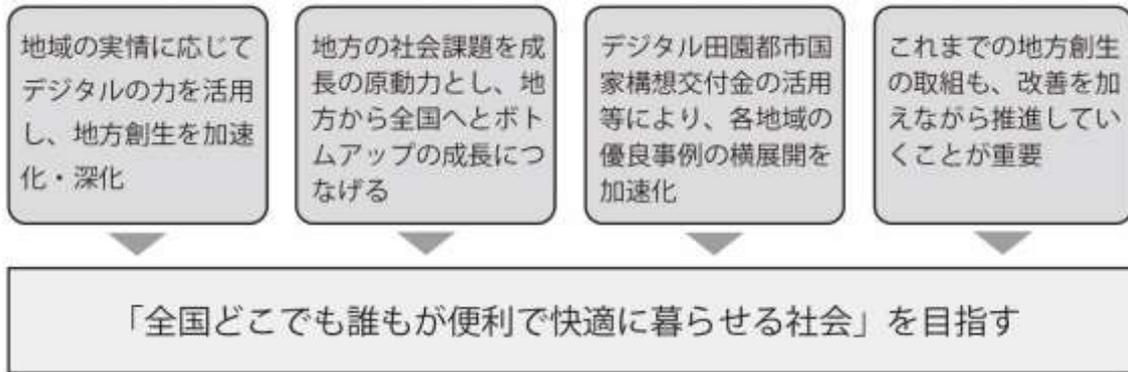
- 地域の「暮らしや社会」、「教育や研究開発」、「産業や経済」をデジタル基盤の力により変革し、
- 「大都市の利便性」と「地域の豊かさ」を融合した「デジタル田園都市」を構築。
- 「心ゆたかな暮らし」(Well-being)と「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を実現。

地方の魅力をそのままに、都市に負けない利便性と可能性を

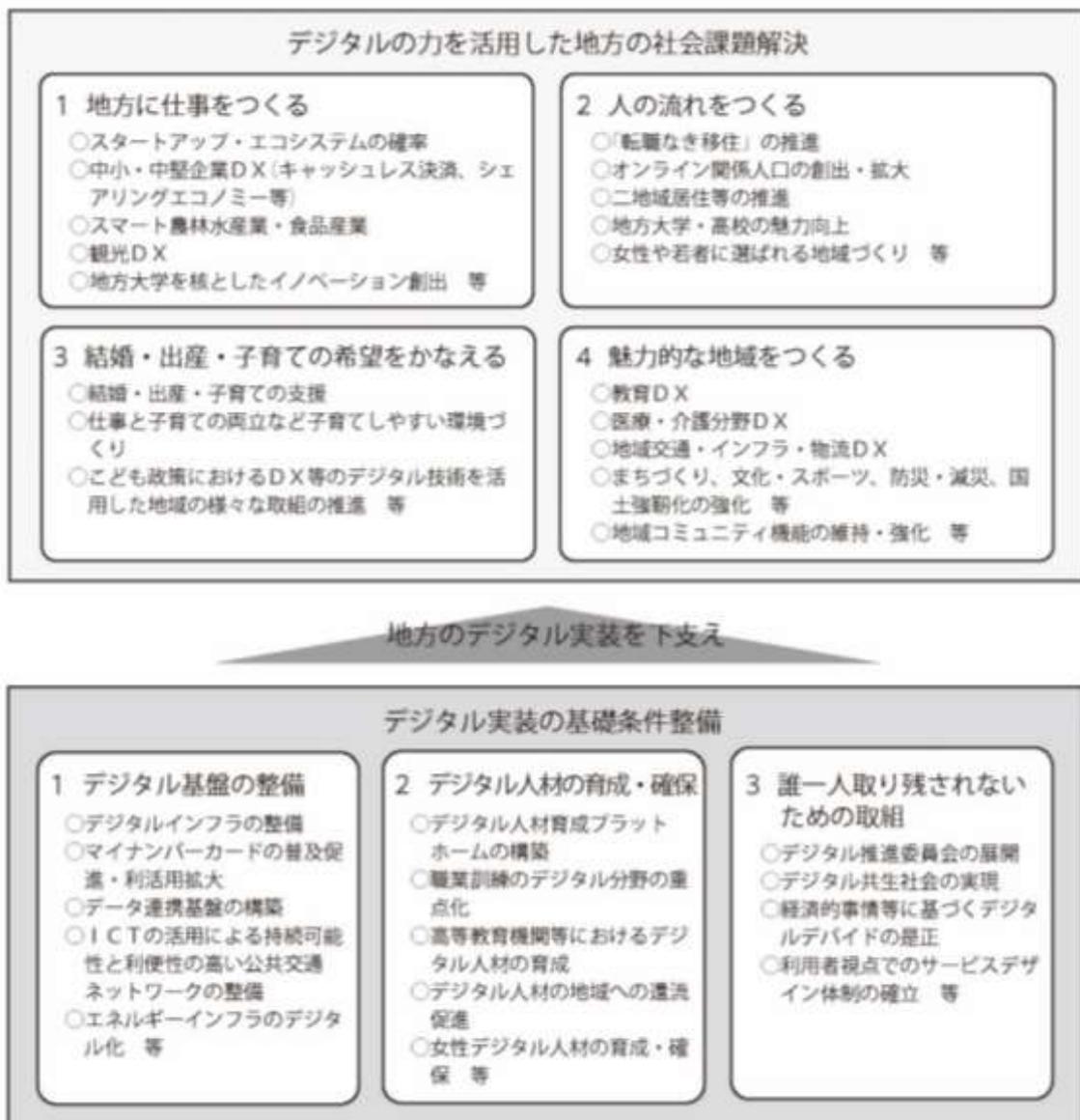


出典：デジタルから考えるデジタル田園都市国家構想

2) デジタル田園都市国家構想総合戦略の基本的な考え方



3) 施策の方向



第2章 松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方

1. 総合戦略の目標（地域ビジョン）

本町では、平成7年をピークに周辺を中心都市などへの人口流出による人口減少が進み、少子高齢化も急速に進行しています。特に、生産年齢人口は若年層を中心に減少し、65歳以上の老年人口の増加が見込まれています。また、本町における合計特殊出生率は、国や県の平均よりも低くなっており、子育て世代が少なくなっている現状の中で、人口減少を改善していくため、子育て世代人口の定住促進を積極的に進めるとともに、併せて合計特殊出生率を高めていくことが求められています。

本町の人口減少を抑制し、地域社会の機能が低下することなく、本町に暮らす・関わる人々が、子どもから若者、子育て世代、高齢者、障がい者などの人々を見守り・育み、暮らしやすいまちをみんなで創り、住んで良かったと想える「幸せ」を実感でき、また、人々の「優しさ」があふれるまちの実現に向けて、デジタルの力を活用し、まちの魅力と活力の向上を目指し、地域の特色や資源を活かした取組をより一層進めていくこととしています。

本総合戦略では、松田町人口ビジョンに掲げる将来展望を踏まえ、デジタル技術を活用した地方創生を実行性のある形で具体的に進めていき、地域ビジョンとなる「みんなで“育み”“創る”『幸せ』と『優しさ』にあふれるまち・松田」の実現に向けた取組を進めていきます。

《地域ビジョン》

みんなで “育み” “創る”
『幸せ』と『優しさ』に
あふれるまち・松田

2. 総合戦略の施策の方向

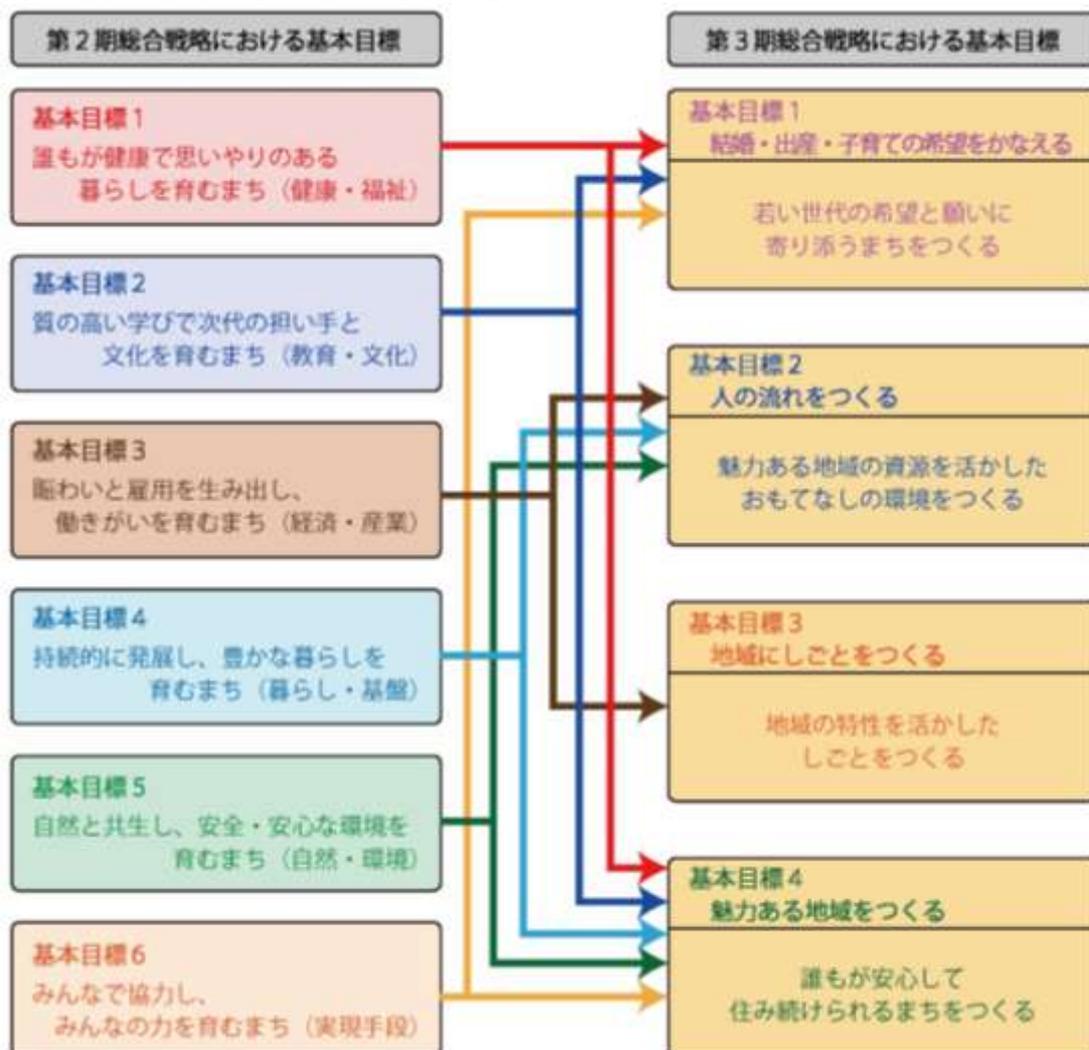
1) 基本目標

国の地方創生の取組では、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、「5原則」（自立性、将来性、地域性、総合性、結果重視）の趣旨を踏まえ、効果的に施策を展開していくこととしています。

また、これまでのまち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げた4つの基本目標を継承しながら、デジタル技術を活用して地方の社会的課題の解決に向けた取組を、これまで以上に加速化・深化させ、全国どこでも誰もが快適に暮らせる社会の実現を目指していくこととしています。

そこで、本総合戦略では、これまでの第1期及び第2期総合戦略の取組や総合計画における取組を踏まえ、本町の有する地域資源や地域環境を活用し、定住促進や地域経済の活性化を目指していくものとし、次の4つの基本目標を定めます。

《第2期総合戦略と第3期総合戦略の構成》



《第3期松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の構成》



第3章 第3期松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的な取組

基本目標1 結婚・出産・子育ての希望をかなえる 『若い世代の希望と願いに寄り添うまちをつくる』

【目 標】

- 松田町で安心して出産や子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで一貫したサポートとともに、家族だけでなく、身近な地域が一体となって子どもを育てるまちづくりを進めます。
- 松田町の特徴を活かした独自の魅力ある教育を展開し、子どもたちが松田町で育つことを誇りに思えるまちを目指します。

【数値目標】

数値目標	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
出生数※1	51.4人/年	50.6人/年
15歳未満人口数※2	1,030人 (R6.12)	968人

※1：現状値は令和元年～令和5年の平均

※2：現状値は住民基本台帳人口（令和6年12月現在）、目標値は将来推計人口の令和12年人口から目標年人口を算出

【デジタルを活用した取組の方向性】

- デジタル機器を活用したリモートでの健康相談
- 保育人材の確保（ICT活用による保育人材の負担軽減や質の向上など）
- 各種情報などのアプリ配信
- LINE・SNSによる地域の子育て支援情報、相談支援に関する情報発信
- ICTを活用した効果的な学習（1人1端末やネットワーク環境など）
- GIGA スクールの推進（プログラミング学習の支援・実施、デジタル教材等の整備など）
- 教育DXの推進（デジタル人材の確保、教員向けテレワークシステムなど）

【施策1】結婚・出産の支援



- ▶安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるため、不妊治療や不育症治療に係る費用の助成や、妊婦健康診査補助や保健師などによる訪問相談など、総合的な支援を継続して取り組みます。
- ▶県や近隣市町、関係団体と連携し、結婚を望む男女の活動を支援します。
- ▶結婚に伴う新生活を応援するための支援に取り組みます。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
結婚新生活応援支援補助金申請件数	1件	6件
婚姻数※3	37.4組/年	40組/年

※3：現状値は神奈川県衛生統計年報の平成29年～令和3年までの平均

【施策2】子育て支援の充実



- ▶子育てにおける保護者の経済的な負担を軽減するため、高校卒業までの小児医療費を助成するほか、子育て世帯支援事業や給食費の助成の継続など、本町独自の支援施策を進めます。
- ▶保護者の働き方の多様化と核家族化等に伴う保育ニーズに対応するため、保育園や学童保育の施設整備やサービスの充実に取り組みます。
- ▶家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、子育て支援センターにて、地域において子育て中の親子の交流等を促進することで、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
乳幼児健康診査受診率	99.0%	100.0%
保育所・学童保育の待機児童数	0人	0人
子育て支援センターの利用者数	5,332人	5,300人

【施策3】地域で子どもを守り・育む環境づくり



- ▶次世代を担う子どもたちを地域で育むファミリー・サポート事業の充実を図ることで、地域での子育て支えあい活動を促進し、保護者の孤立化を防ぐとともに、子育ての負担軽減を図ります。
- ▶家庭、学校、地域が一体となって次世代を担う子どもの教育環境を整え、ふるさとを愛し、豊かな人間性とたくましく生きる力を育みます。
- ▶人財バンク制度を活用し、松田町や地域の自然や歴史、文化を教え伝えるほか、子どもたちへの学習やスポーツなどのサポートを進め、地域で子どもたちの成長を支援します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
ファミリー・サポート利用件数	880件	800件
人財バンク登録者数	23人	30人

【施策4】教育環境の充実



- ▶子どもたちが安心して学べる環境づくりに向けた学校施設の整備などを、町民意向や将来像を踏まえて進めます。
- ▶学校 ICT 環境の整備や英語教育の充実など、特色ある教育環境の強化・充実を図り、児童・生徒の学力の向上を図ります。
- ▶子どもたちの個々のニーズに対応した学習支援員や介助員の配置を、本町の独自事業として継続して取り組みます。
- ▶地域資源や地域の人財を活用し、寺子屋まつだ・町民大学を展開し、多様な学ぶ機会を提供します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
ICT 環境を活用した授業の割合	83.8%	90.0%
寺子屋・町民大学への参加者数	2,512人	3,000人

基本目標2 人の流れをつくる 『魅力ある地域の資源を活かした おもてなしの環境をつくる』

【目 標】

- 松田町の持つ豊かな地域資源を活かした新たな活動の場を展開していくとともに、様々な手段を活用して情報発信を行い、広く松田町のPRを進めていきます。また、松田町に訪れた方々が楽しみ、憩い、寛げる、おもてなしの環境の整ったまちづくりを進めます。
- 松田町への移住・定住に繋がる様々な取組を関係機関などと連携しながら進め、暮らしを支援する環境の整ったまちを目指します。

【数値目標】

数値目標	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
社会増減数※1	-34人(R2~7)	-54人(R7~12)
観光入込客数	577,000人	900,000人

※1：現状値は令和2～7年、目標値は令和7～12年までのそれぞれの5年間における町独自の将来推計による社会増減数

【デジタルを活用した取組の方向性】

- 観光交流人口のデータベース化とマーケティング
- AI・ICTなどを活用したスマート農業の実現
- 観光交流施設などのリニューアル（デジタル技術活用）
- 町公式ホームページのリニューアルによる町の魅力発信
- SNSを活用した情報発信
- 空き家バンク・移住定住ポータルサイトによる移住希望者への情報発信
- テレワークやリモートワークなどの環境整備による移住の促進
- ふるさと納税寄付者へのアプローチによる関係人口づくり
- 本町の魅力発信によるオンライン関係人口の創出

【施策1】観光の振興



- ▶地域に埋もれている資源を再発見し、新たな観光資源として積極的に活用を図ります。
- ▶松田地区・寄地区それぞれの特性や環境を活かした観光・交流事業・プログラムづくりを進めます。
- ▶スポーツコミッションを推進し、スポーツツーリズムによる新たな誘客を町観光協会などの関係者と連携して進めます。

- ▶ 寄地区の寄自然休養管理センターや寄みやまグラウンド、寄テニスコートは、スポーツをテーマに一体的な利活用を図り、スポーツツーリズムの拠点として整備を進めます。
- ▶ 寄七つ星ドッグランや健康福祉センターなど既存の公共施設について、時代に即した施設の改修・更新を行い、集客力を高めていきます。
- ▶ 新たなスポーツ種目を楽しむことのできる環境整備を進め、町内外から利用者を呼び込む施策を展開します。
- ▶ 県や足柄地域の近隣市町と連携し、県西地域活性化プロジェクトを進めます。
- ▶ インバウンドにも対応した国際交流を積極的に進めます。
- ▶ 町への来訪者に対し、分かりやすい観光案内板や道標の設置、ベンチやトイレなどの環境整備を進め、利用環境の充実を図ります。
- ▶ 各種観光情報を町公式ホームページや町観光協会ホームページのほか、SNS なども積極的に活用しながら、さらなる情報発信を展開します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
観光消費額	2,102,931 千円	2,215,000 千円
スポーツ施設利用者数	41,237 人	58,000 人

【施策2】 シティプロモーションの推進



- ▶ 松田町の魅力を PR するため、町公式ホームページや SNS などの様々なメディアを活用した情報発信を強化していくとともに、SNS や口コミなどの町民の発信力を活用した取組を進めます。
- ▶ 町の PR 動画の作成や各種イベントなどの実施を通じて、「関係人口」の創出・拡大に繋がる事業に取り組み、移住者の拡大などに繋がる機会づくりを進めます。
- ▶ 高校や大学などとの連携を図り、地域の資源をまちの活性化に活用し、賑わいを創出します。
- ▶ ふるさと納税制度は、松田町の魅力的な特産品を全国に発信するツールであり、更なる推進を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
ふるさと納税寄付件数	7,201 件	7,920 件
町公式 SNS・メール登録者数	8,182 人	13,582 人

【施策3】 移住・定住の促進



- ▶ 松田町への移住・定住を促進するため、継続して住宅取得促進事業や二世帯同居等支援事業に取り組みながら、新たな支援制度の研究・実行・周知を進めます。
- ▶ 町内の民間賃貸住宅の居住者への家賃補助事業や良好な住宅地への誘導など、定住に向けた支援を進めます。

- ▶地元不動産業者や金融機関などと連携し、ライフステージごとのニーズに合った住宅の確保や維持に向けた支援を進めます。
- ▶県や近隣市町と連携して、「新たな日常」をキーワードとする県西地域活性化プロジェクトの展開を通して、地域外の人に移り住みたくなる地域、地域内の人に住み続けたくなる地域としての魅力の向上を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
住宅取得促進事業申請件数	40件	40件
新築住宅の完成件数	36件	36件
空き家の利活用物件数	4件	15件

基本目標3 地域にしごとをつくる 『地域の特性を活かしたしごとをつくる』

【目 標】

- 松田町の豊かな自然環境を活かした農林業、観光や身近な暮らしを支える商業、松田町の就業を支える工業など、各分野における産業力の強化と人材の育成を進めます。
- これからの時代を見据えた新しい働き方に柔軟に対応し、誰もが働きやすい環境づくりと創業や起業への支援体制の強化を進めます。

【数値目標】

数値目標	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
事業所数	511 箇所(R3)	530 箇所
ハローワークにおける有効求人倍率	0.81	1.00

【デジタルを活用した取組の方向性】

- AI・ICTなどを活用したスマート農業の実践
- 中小企業などのDX化支援
- キャッシュレス決済導入の促進
- コワーキングスペースやシェアオフィスなどの整備
- サテライトオフィスなどの誘致
- 創業・起業への支援（クラウドファンディングなど）
- ふるさと納税の有効活用による新たなビジネスの創出支援
- テレワークをはじめとする多様で柔軟な働き方の普及

【施策1】農林業の振興



- ▶新規就農者や後継者の確保を進め、将来に向けた担い手の育成を図ります。
- ▶鳥獣被害対策を強化し農地の鳥獣被害面積の削減を進めるとともに、荒廃農地の利活用を進め、良好な営農基盤の保全を図ります。
- ▶鳥獣駆除で捕獲したシカやイノシシをジビエ料理に活用するため、処理加工施設の良好な管理運営を行います。
- ▶農産物の販路を拡大するため、活力ある農業振興を図り、農業を中心とした新たな6次産業の創業を支援します。
- ▶町民をはじめ、松田町を訪れる人が農業や林業に触れ合える環境づくりを進めます。
- ▶寄地区に広がる里地里山の保全を進め、農林業の生産や生活の場としての再生・活用を図ります。

- ▶ 県が推奨する搬出間伐を進め、木質バイオマスとしての活用を図り、森林整備と木材生産量の増加を目指します。
- ▶ 旧寄中学校校舎を活用して農林業アカデミーを開講し、寄地区を中心とした新たな農林従事者の育成を進め、農林業の再興を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
地域における農林水産就労者数	131人	181人
農業産出額	140百万円	160百万円
遊休農地面積	51.3ha	43.4ha

【施策2】 商工業の振興



- ▶ 松田町の特性を活かした特産品の開発を進め、地産地消とともに地産外消による販路の拡大、アンテナショップでの売場の確保、各種イベントでのPRを積極的に進めます。
- ▶ 地場産品の積極的なPRと販売を図るとともに、ブランド品認定を進め、より効果的に地元農産物の普及や消費拡大、**地域資源を活用した特産品生産拠点の整備を実施し**、地域経済の活性化を促進します。
- ▶ 桜まつりや観光まつりなどのイベントをはじめ、来訪者が回遊したくなる商店街、街なかの整備を促進します。
- ▶ 新松田駅北口再開発事業に合わせて、商店街の活性化に向けた検討を進めます。
- ▶ 買い物不便地区の解消に向け、移動販売の運営を支援します。
- ▶ 足柄上商工会や金融機関、近隣自治体などと連携し、中小企業や個人事業主への創業・事業継承などに係る支援を進めます。
- ▶ 町有未利用地などの遊休資産の利活用を進めます。
- ▶ 空き店舗における店舗リノベーション支援補助金の活用とともに、県や足柄上商工会などと連携した創業支援を進めます。
- ▶ 町内に立地する企業に対し、企業等雇用奨励金を交付し、新規雇用の拡大を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
商・工販売額	120.8百万円	135.0百万円
店舗リノベーション支援補助金利用件数	2件	2件
松田ブランド認定品数	7品	12品

【施策3】 働きやすい環境づくり



- ▶ ハローワーク松田との連携を図り、町民へ求人情報を提供し、就労機会の確保に努めます。
- ▶ 性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく制度や慣行の解消に繋がる男女共同参画啓発事業に取り組みます。また、「働き方改革」とともに仕事と生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」についても推進します。

- ▶女性、高齢者、障がい者、外国人など、誰もがその能力を活かしてコミュニティの中で生きがいを持って活動できる環境を整えていくとともに、新規就業などを支援します。
- ▶サテライトオフィスでの勤務などをはじめとして、テレワークを推進し、転職なき移住などの新しい人の流れを創出します。
- ▶サテライトオフィスやコワーキングスペースなどを起業拠点として、空き家や空き店舗などの活用を進めます。
- ▶足柄上商工会やハローワーク、金融機関などの関係機関と連携し、創業に関する説明会やセミナーを実施するなど、相談・支援体制の強化を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
コワーキングスペース利用者数	1,200人	1,320人
各審議会などでの女性の登用率	15.7%	30.0%
町内における起業件数	6件	10件(累計)

基本目標4 魅力ある地域をつくる 『誰もが安心して住み続けられるまちをつくる』

【目 標】

- 将来を通じて、誰もが安全・安心に、快適に暮らし続けることができるまちづくりを進めます。
- 松田町の有する豊かな自然環境や景観などを守り、将来に引き継いでいけるものを町民みんなに残していくとともに、環境にやさしい取組を進めます。
- 魅力と活力のある地域や松田町を創っていくために、町民一人ひとりが積極的に様々な活動に参加し、町民みんなが進める協働のまちづくりを進めます。

【数値目標】

数値目標	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
住みよいと感じている町民の割合	53.0%	75.0%

【デジタルを活用した取組の方向性】

- 情報発信手段の複層化（メール、町公式LINE登録の促進、アプリの導入など）
- 各種施設運営・管理のデジタル化
- 不用品交換や再利用しやすい仕組みづくり
- AI オンデマンドバスの運行
- 医療と介護の連携による在宅生活支援（電子カルテ化、遠隔診療など）
- 介護予防教室や健康相談などのオンライン化
- 高齢者向けのスマホ利用教室などの開催

【施策1】安全・安心に暮らせる地域づくり



- ▶町民が安心して通行・利用のできる道路歩行空間の確保を進めます。
- ▶広報活動や防災訓練などを実施し、自主防災組織の充実を図ります。
- ▶建物の倒壊を防ぐため、耐震改修促進計画に基づき、建物の耐震化を進めるとともに、災害時におけるブロック塀の倒壊防止などを進めます。
- ▶地域での高齢者や障がい児者の災害時避難などの支援体制づくりを進めます。
- ▶警察や自主防犯活動等の関係団体と連携し、パトロールなどにより防犯体制を強化するとともに、情報発信を進めます。
- ▶**データを活用した健康長寿都市の実現に向けた取組を進めます。**

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
防災訓練の参加率	17.0%	27.4%
犯罪発生件数	53件	48件



【施策2】快適に暮らせる環境づくり

- ▶ 足柄上地域の玄関口となる新松田駅北口周辺地区における再開発事業を着実に実施し、新しい町の顔づくりを進めます。
- ▶ 新松田駅南口駅前広場などの効率的・効果的な整備を進め、早期完成を目指します。
- ▶ 路線バスの運行体制の維持を継続していくとともに、持続可能な公共交通網の構築に向けた新たな交通サービスとなるAIオンデマンドバスの試験運行に取り組みます。
- ▶ 町有未利用地や施設、市街地内の空地の有効活用に向けた取組を官民連携などの手法を活用し、積極的な土地活用を図ります。
- ▶ 松田町まちづくり条例の基本理念に基づき、自然環境と調和した良好な民間住宅地開発の誘導・促進を図るとともに、公園や遊び場などの交流の場づくりを進めます。
- ▶ 不動産事業者などと連携し、空き家バンク情報の充実やマッチング機能の強化を図りながら、所有者の意向を踏まえ、二次利用に向けた空き家の改修など、多様な主体と連携して積極的な活用を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
空き家の利活用件数（再掲）	4件	15件



【施策3】環境に配慮した地域づくり

- ▶ 資源の有効活用と、さらなるごみの減量化を進めます。
- ▶ 地域における太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及を進めます。
- ▶ ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めます。
- ▶ 寄地区における合併処理浄化槽の普及を計画的に進めます。
- ▶ ホタルの生息を自慢できる豊かな環境を維持します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
町民1人1日当たりごみ排出量	690g	632g
二酸化炭素の排出量	58,000 t -Co2	39,040 t -Co2
合併処理浄化槽の普及率	24.4%	37.7%



【施策4】 みんなで進める協働の地域づくり

- ▶ 松田町自治基本条例に基づく町民参画を促進しながら、町民の身近な意見や提案などを把握し、行政運営に反映していくため、地域座談会などを定期的を開催します。
- ▶ 身近な地域における活動団体を育成していくとともに、地域力向上促進事業などを通じて地域活動への支援を継続して進めます。
- ▶ 地域活動の核となる自治会においては、主体的で特色のある運営や活動を支援します。
- ▶ 地域活動やまちづくり活動などを通して、松田町への愛着や郷土愛を醸成します。
- ▶ 地域に関わる人々が協力しあい、助け合いながら、相互の顔の見えるコミュニティ・地域づくりを進めます。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
地域力向上促進事業の申請件数	4件	5件

第4章 松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

1. 総合戦略の取組体制

施策や事業の内容に応じて、町民、産業界、金融機関、各種団体と連携し、地域が一体となった推進体制を整えます。特に観光に関する施策や事業については、周辺市町と連携した取組を進めます。

財源については、地方創生関連の交付金をはじめとする、国や県の財政的な支援制度を積極的に活用していきます。

2. 基本目標の達成に向けたPDCAサイクルの導入

総合戦略は、町民や地域、団体、企業、行政等が町全体で共有し、協働して推進する計画であるため、計画策定（Plan）、推進（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）の各過程においても町全体が関わる体制を構築し、高い実効性を確保していきます。

3. 長期的な視点に立った施策・事業の取組方策の検討

人口ビジョンの計画目標年次となる令和22(2040)年を見据え、4つの基本目標に係る具体的な施策や事業に令和11年以降における取組の方向性や具体的な進め方等の検討を進め、目標年次（令和22年）までの道筋を明らかにしていきます。

■ 資料編

1. 松田町総合戦略の策定の経緯

月 日	内 容
令和 6 年 8 月 8 日	第 1 回 松田町総合戦略審議会 ・デジタル田園都市国家構想総合戦略について ・松田町の人口の現状と推移について ・スケジュールについて
令和 6 年 10 月 8 日	第 2 回 松田町総合戦略審議会 ・松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価について ・デジタル田園都市国家構想交付金事業の評価について ・第 1 次評価・2 次評価（案）のまとめについて ・松田町人口ビジョンにおける将来目標人口の検討について ・松田町デジタル田園都市構想総合戦略（仮称）の体系図（素案）について
令和 6 年 10 月 25 日	松田町議会全員協議会 ・人口ビジョン改訂及び総合戦略（骨子案）についての報告
令和 6 年 11 月 22 日	第 3 回 松田町総合戦略審議会 ・（仮称）松田町デジタル田園都市構想総合戦略（素案）について
令和 6 年 12 月	第 4 回定例会 松田町議会全員協議会 ・（仮称）松田町デジタル田園都市構想総合戦略（素案）に係るパブリックコメントについて
令和 7 年 1 月 14 日～ 令和 7 年 2 月 13 日	パブリックコメント
令和 7 年 3 月 18 日	第 4 回 松田町総合戦略審議会 ・素案に対するパブリックコメントの結果について ・第 3 期松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について

2. 松田町総合戦略審議会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属等	分野
会長	古 舘 信 生	学識経験者（松田町総合計画審議会会長）	学識
副会長	重 田 健太郎	神奈川県 県西地域県西総合センター企画調整部長	行政
委員	吉 田 亜紀知	かながわ西湘農業協同組合 松田支店長	産業
委員	田 中 章 太	株式会社横浜銀行 松田支店兼開成支店 支店長	産業
委員	西 田 小百合	東海大学 観光学部 観光学科	大学
委員	内 沢 諭	さがみ信用金庫 松田支店長	金融
委員	栗 林 範 之	小田急電鉄株式会社 小田原管区 秦野駅長	労働

3. 松田町総合戦略審議会設置要綱

(目的)

第1条 松田町におけるまち・ひと・しごと創生(まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号。以下「法」という。)第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。)に関し、法第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、松田町総合戦略審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 産業、行政、大学、金融、労働、言論等に係る関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、後任者が任命されるまで在任する。

2 委員は、再任することができる。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は公開を原則とする。

5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第7条 会議は、その所掌事項に係る専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会の運営等については、別途定めるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

第3期松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和7年3月発行

《発行》 松田町

《編集》 松田町 政策推進課 経営戦略係

〒258-8585

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037 番地

TEL 0465-83-1222 (直通) FAX : 0465-83-1229

E-mail : kikaku@town.matsuda.kanagawa.jp

